

託送供給等約款の変更届出

2026年2月13日

北陸電力送配電株式会社

当社は、本日、2026年4月1日を実施日とする託送供給等約款^{※1}の変更届出を経済産業大臣に行いましたので、お知らせいたします。

当社は、本日、電気事業法第18条第5項^{※2}の規定にもとづき、託送供給等約款の変更届出を経済産業大臣に行いました。今回の届出は、国の審議会^{※3}において需給調整市場^{※4}における低圧リソースの活用^{※5}および機器個別計測の導入^{※6}について整理されたこと等を踏まえ、託送供給等約款の供給条件を見直すものです。

1. 主な変更内容

○需給調整市場における低圧リソースの活用および機器個別計測の導入

低圧リソースおよび機器点リソースを調整力として活用する場合のバランスシンググループの組成方法やインバランス算定・処理方法等について規定。

2. 実施日

2026年4月1日

以上

※1 託送供給等約款

小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用するときの料金等の供給条件を定めた約款。

※2 電気事業法第18条第5項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、前項の規定により供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

※3 国の審議会

第65回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2023年9月27日開催）

※4 需給調整市場

エリア内の周波数の維持や需要と供給のバランスを調整するために必要な調整力を取引する市場。

※5 低圧リソースの活用

低圧リソースは、一般家庭や小規模事業者が保有する家庭用蓄電池や電気自動車など低圧の電力系統に接続された小規模設備を指す。これまで、需給調整市場においては低圧リソースを活用できなかったものの、数万以上の規模に上る低圧リソースを束ねる運用や管理の仕組みが構築されたことから、同市場への活用が可能となった。

※6 機器個別計測の導入

発電量・消費量を需要場所内にある個々の機器（蓄電池、電気自動車など）ごとに計測を行うこと。現行の受電点計測（送電網から需要家の施設や建物に電気が引き込まれる接続点における計測）では、制御対象のリソース（蓄電池等）以外の需要負荷や太陽光発電等に起因する需要変動の影響が大きく、制御対象のリソースが十分なポテンシャルを発揮できていないこと（需給調整市場で活用できる調整力が減少）を踏まえて整理されたもの。